

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(その日は、  
翌日か翌々日  
に代りて)

公 告

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第22条第3項第1号に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和43年3月19日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

## 目 次

### 1 試験実施職種

試験は、次の免許職種について、それぞれ実技試験及び学科試験を行なう。

洋裁工 フロック建築工 建築大工 事務員

### 2 試験の科目

免 許 職 種	実 技 試 験 の 科 目	学 科 試 験 の 科 目
洋 裁 工	1 製 図 作 業 2 裁 断 作 業 3 部 分 縫 作 業 4 本 縫 作 業 5 補 正 作 業	1 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導） 2 関連学科 (1) 被服概論（婦人及び子供服の型式、縫製法、服飾手芸、服装文化史、服装美学） (2) 被服科学（婦人及び子供服の材料、被服衛生、被服管理） (3) 製 図（採寸法、製図法）
フロック建築工	1 フロック建築作業 2 フロック製造作業	1 指導方法（洋裁工に同じ。） 2 関連学科 (1) 建設工学概論（建築物の種類及び構造、建築工程、建築関係法規、構造力学） (2) 施工法（施工契約、建築工事、フロック積み工作法、測量法）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 工作法（メロック製造機械の構造、機能及び取扱い法、メロック製造法）</li> <li>(4) 材料（メロック製造用及びメロック建築材料一般）</li> <li>(5) 設計製図（製図法、規ぐ学、建築設計、仕様積算）</li> </ul>
建築大工	大工作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指導方法（洋裁工に同じ。）</li> <li>2 関連学科 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設工学概論（建築物の種類及び構造、建築工程、建築関係法規、構造力学）</li> <li>(2) 施工法（施工契約、建築工事、木材工作法）</li> <li>(3) 材料（建築用材料一般）</li> <li>(4) 設計製図（製図法、規ぐ学、建築設計、仕様積算）</li> </ul> </li> </ul>
事務員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 珠算及び簿記</li> <li>2 事務用機械の操作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指導方法（洋裁工に同じ。）</li> <li>2 関連学科 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 簿記（商業簿記、工業簿記、原価計算）</li> <li>(2) 会计学（財務諸表論、会計監査、税法及び税務計算）</li> <li>(3) 事務用機械（構造及び実技理論）</li> </ul> </li> </ul>

## 3 実技試験又は学科試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
各職種共通	前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験又は学科試験の全部
各職種共通	大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科
メロック建築大工	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士試験に合格した者	学科試験のうち関連学科

事 務 員	公認会計士法(昭和25年法律第103号)による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験、公認会計士法の一部を改正する法律(昭和29年法律第175号)による改正前の公認会計士法による特別公認会計士試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	・商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づいて商工会議所が行なう簿記に関する上級の技能の検定に合格した者 商工会議所法に基づいて商工会議所が行なう珠算に関する1級の技能の検定に合格した者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記 実技試験のうち珠算

4 試験の実施期日及び実施場所

区 分	免 許 職 種	実 施 期 日	集 合 時 期	場 場	所 所
学 科 試 験	各 職 種	昭和43年5月19日(日)	9.00 時分	米子市東福原1145	鳥取県米子職業訓練所
	洋 裁 工	昭和43年5月29日(水)	9.00	米子市東福原1145	鳥取県米子職業訓練所
	ブロック建築工	昭和43年5月28日(火)	9.00	〃	〃
実 技 試 験	建 築 大 工	昭和43年5月23日(木)	9.00	倉吉市駄登寺29の3	鳥取県倉吉職業訓練所
	事 務 員	昭和43年5月30日(木)	9.00	米子市東福原1145	鳥取県米子職業訓練所

5 携帶品

筆記用具、昼食及び特に指定したものの(受験票交付の際に指示する。)

6 受験手続

(1) 提出書類等

イ 職業訓練指導員試験受験申請書(鳥取県商工労働部職業安定課で

交付する。)

ロ 履歴書

ハ 戸籍謄本又は戸籍抄本

ニ 写真(名刺型とし、申請前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で裏面に撮影の年月日及び氏名を記載したもの)

ホ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、3の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者に該当することを証する書面

(2) 書類の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 書類の受付期間

昭和43年4月1日から昭和43年5月9日まで

郵送の場合は受付期間の最終日の消印のあるものまでは有効とする。

(4) 受験手数料及びその納付方法等

イ 受験手数料

試験区分	免許職種	建築大工	ゾロツク建築工	洋裁工	事務員
学 科 試 験		500円	500円	500円	500円
実 技 試 験		700円	700円	700円	500円
学科試験及び実技試験		1,200円	1,200円	1,200円	1,000円

ロ 納付方法

イに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合消印しないこと。

ハ、既納の手数料は、還付しない。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。

7 合格者の発表

合格者の氏名は、昭和43年6月中旬に鳥取県公報で発表するとともに合格者に通知する。

8 欠格者

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁治産者及び準禁治産者

(2) 禁こ以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課（電話（鳥取）22-7111内線323）に問い合わせること。